



改濟

官板

新條約書

約書和文案 大貌太泥
陀佛蘭西亞黑利加阿蘭
陀丁抹 合四

3.3
144

第十一

師

7 20
6980
2



720
6980
2

英佛
蘭西
四ヶ國
追約書

約書和文案

日本安政五戊午年
西洋千八百五十八年
日本政府と大貌太泥亞佛

蘭西亞里利加合衆國
阿蘭陀四ヶ國と取結い

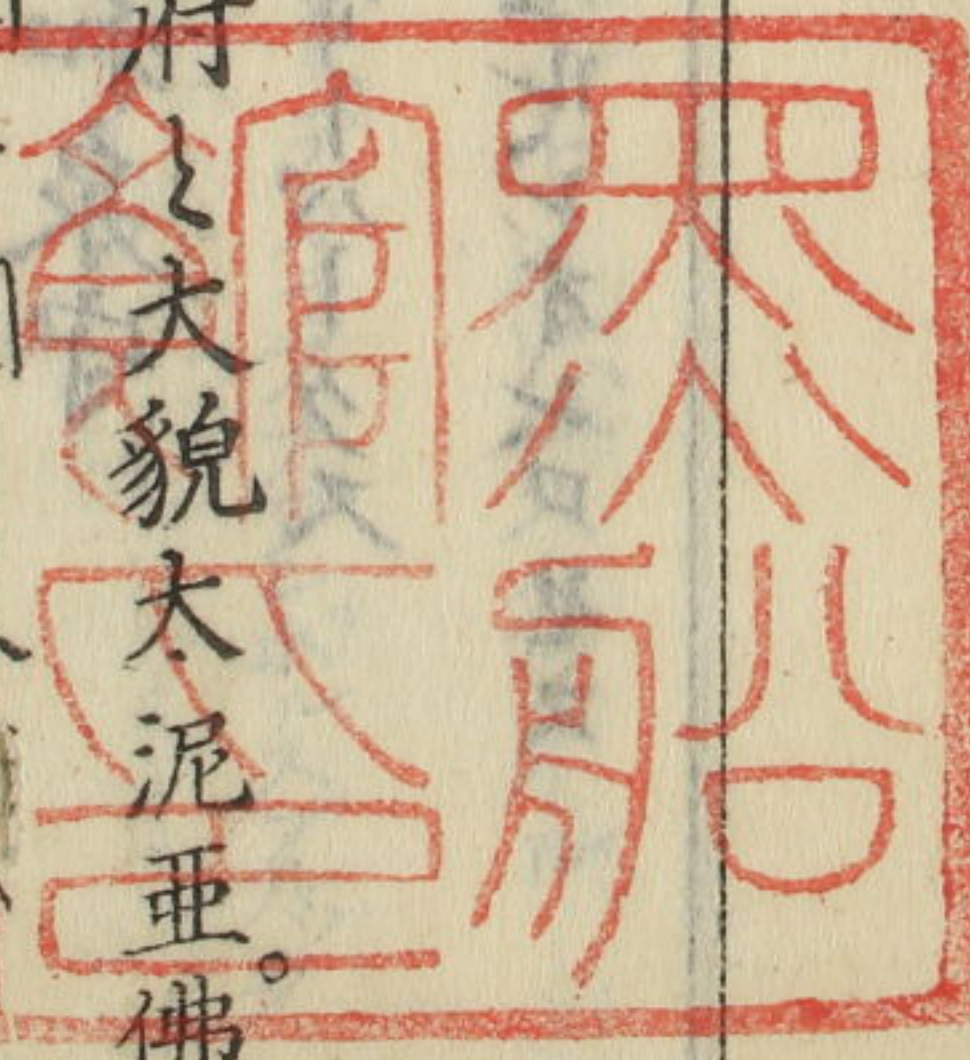
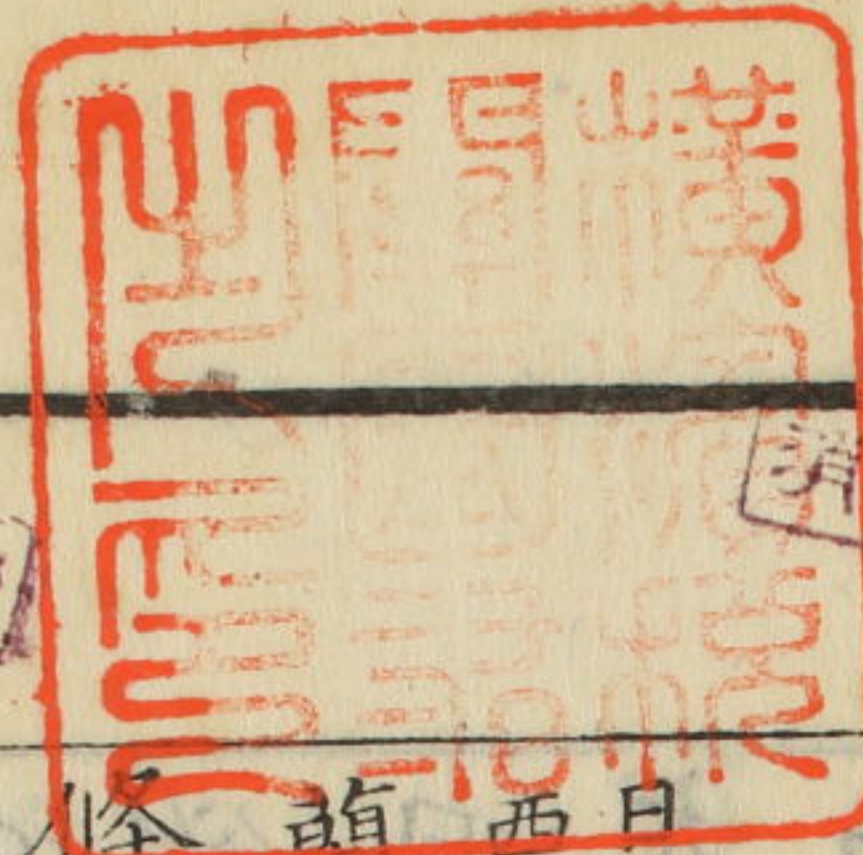
條約に添へる交易規則第七則は定免置し通り

其輸入輸出の運上目録を改むべし旨右四ヶ國

の名代人夫々の政府が一樣の命令を更け且又

日本慶應元年己丑十月
西洋千八百六十五年十一月
四ヶ國の名代人

約書和文案



大阪より趣き一折日本政府が輸入輸出の諸品都て價五分の運上と基本とし右運上目録と猶豫なく改むべし趣き約束し扱日本政府と外國との交易と盛なり和親の交際益篤うしうやと欲する證と更し顯うとんたは

日本外國事務老中 水野和泉守

大貌利太泥亜の名代人 シルハリパークス

佛蘭西の名代人 モツシユルレオニコセス

亞米利加合衆國の名代人 エルンボルトメン、エスクワイル

阿蘭陀の名代人 モツシユルド、デカラフア、ホルスス、ク

合議の上左の十二條と決定せり

第一條

各政府の名代として此度約書と議定せし全權も此約書と添へたる運上目録と採用し各政府の臣民皆堅くこれを遵奉すべきものとせり其運上目録ハ日本と右四ヶ國と取結いたる條約

1 添たる元の運上目録へ代るのとなりと亦日
本政府と大貌利太泥亞佛蘭西利^{西来}幹合衆國政
府と是迄度々取結いたる右運上目録は關係せ
る別約は茂代きるものより右新運上目録取行
ふ事神奈川におあり^{九日}日本慶應二年丙寅五月廿
六年弟^{六月廿一日}より長崎箱館に於て^{弟八月一日}より
七月一日

第二條

此度の約書は添くる運上目録ハ調印の日付日

本と右四ヶ國と取結いたる條約の内は并せこ
き^{日本慶應壬申年中}西洋千八百七十二年弟七月一日^至別改
むべしといへども茶生糸運上^分ハ此度の約
書調印ハ二ヶ年の後双方の内いつまの方な
りとも六ヶ月前は告知^{うらう}し前三ヶ年中平均相
場五分は基^き是を改むる事を求へし又材木の
運上ハ此度の約書調印ハ六ヶ月後は告知して
時相場は從ひ運上し納むる事を改く品物に從

ハ運上高と定むる事と得たり

第三條

元條約ニ添たる交易規則の第六則ニ相從ハ是
迄取立來れる免狀料ハ此度ニ相廢セリ尤荷物
陸揚げ船積はつきての免狀ハ此後ハ其謝銀と出ハ事な
るハ以後ハ其謝銀と出ハ事な
うるハ以後ハ其謝銀と出ハ事な

第四條

神奈川ニおき

日本慶應二年丙寅五月十五日

日長崎箱館ニおき

日本慶應二年丙寅八月廿三日

一より日本政府ニて輸入するもの求ム應シ運

上ニ納ム事なく外國ハ輸入の品と藏入置ク

用意とあへばし日本政府ニて其品と預リ置ク

間ハ盜難并ニ風雨の損害と様引請ベシ尤火

難ハ政府ニてハ引受スルハ外國商人共

右荷物火難の受合十分出来ずべき様堅固の土
藏と取建べし就てハ荷物と輸入する人又ハ荷
主是と藏を引取らんとする時ハ運上目録通り
の運上と拂べし其品物と再ハ輸出せんと欲し
る時ハ輸入運上と納るよおよむる荷物と引取
節ハいつまをも藏敷と拂ふべし右藏敷高并は
貸し藏取扱向規則ハ双方相談の上議定すべし

第五條

日本の産物ハ運送の陸路水路修覆のとき諸商
買ふ付て取立る通例の運上の外別運送運上
と納る事なく日本の内いつまの地から外國交
易のたき開きする各港へ運送しる事勝手たる
べし

第六條

日本と外國との條約中ハ外國貨幣ハ日本貨幣
と同種同量の割合と以て通用しべしと取極た

る箇條は従ひ是より日本運上所より墨是可ド
ルラルを以て運上と納る時ハ一步銀量目は比
較しドルラル百枚と一步銀三百十一ヶの割合
を以て請取來より然ル處日本政府よりおろく右
仕來と改免總く外國の貨幣日本の貨幣と引替
る事と障りなき様う又日本通用の貨幣と不
足なき様う交易と弁利なき事と欲はる事より
日本金銀吹立所と盛大なせん事と既と決せり

然ル上ハ日本人又々外國人より差出すべき總
く外國金銀貨幣并は地金ハ日本貨幣と吹替其
諸雜費と差引其質の真位を以て其為免定めた
る場所はおろく引替んと此所置と行ふを
日本と条約と取結ひし各國ハ其条約に書載せ
る貨幣通用は關係せる箇條を改むる事勸要な
きハ右箇條を改むる様日本政府が申談し承諾
の上日本慶應丁卯年十一月十日
西洋千八百六十八年十一月一日
其所置

と取行ふ所、吹替の雜費として取立つべき高の割合、向後双方の全權協議の上定むべし。

第七條

運上所取扱向荷物の陸揚船積および船人足小遣等雇方は付開港場および是迄訖出たる不都合と除く、る為、各開港場の奉行速は外國のコンシユルと談判により、双方協議の上各の不都合決して無之様規則と相立交易の道

古誤

并は各人の所務と成つべき丈易とし且安全ありしむ様双方より議定せり

右規則の内より各港および外國人荷物陸揚げ船積の爲み用ゐる波戸場の内より荷物雨露を損ぜざる爲み小屋掛と作ル事を書入べし

第八條

日本人身分は不拘日本開港場又ハ海外より來る旅客とハ荷物と送るべき各種の帆前船蒸

氣船とも買入る事勝手たるべし尤軍艦ハ日本
政府の免許をけきバ買入る事を得ぞ
日本人買入たる諸外國船、蒸氣船ハ一噸ハ付
一步銀三箇、帆前船ハ噸ハ付一步銀一箇の運上
と定む通り相納る時ハ日本の船として船目錄
ハ書載しべし尤其船の噸數と定むる為ハ日本
長官の需ハ應し其筋のコンシユルハ本國の船目錄
の寫と相示し其真と證とを以て

第九條

日本と右四ヶ國と取結いたる條約且日本政府
の使節日本文久二年壬戌五月九日
西洋千八百六十二年第六月六日大貌利
太泥亞政府に送たる覺書同八月十三日
第十月六日ハ同
佛蘭西政府に送たる覺書ハ載せたる別約ハ從
ハ日本人ハ外國人と交易又ハ交通する事の
妨と全く除く趣と以て日本政府ハ既ハ觸
書と違ハたり就てハ日本諸商人政府役人の立

合るく相對し日本の開港場あり此約書中第
十條に載せたる仕方より海外に出る許しを得
るハ各外國においても外國商人と交易する事
勝手たるべし尤日本商人通例の商買は付と取
立る運上は餘分ハ日本政府は納るべし
且諸大名并其使用する人々現在取締の規則を

守り定免通の運上と納る時ハ日本役人の立合
あり諸外國又ハ日本の諸開港に趣き其場所
て交易する事右同様勝手次第たるべし

第十條

日本人身分は不拘日本の開港場又ハ各外國の
港々より日本の開港場又ハ右外國の港々へ趣
くべし日本人所持の船又ハ條約濟外國船にて
荷物ヲ積入る事勝手たるべし且既^すは^{日本慶應}
二年丙寅

本條

四月九日 西洋千八百六十六年五月廿三日 日本政府の觸書とて
布告せしごとく其筋の政府の印章と得て修
行又ハ商買はるゝと右外國は趣く事并日本と
親睦ある各外國の船中におゝく諸般の職事と
勤るゝと故障あり外國人雇置く日本人海外に
出る時開港場の奉行に願出し政府の印章と得
る事妨けなりハ日本に於て開港場の職事と
第十一條 日本に於て開港場の職事と

日本政府ハ外國交易の爲に開き各港寂寄の
船々の出入安全の爲に燈明臺浮水瀬印水等と
備ふべし

第十二條

此約書取行ハ以前双方政府許允の沙汰と待
不及也 日本慶應二年丙寅五月廿九日
西洋千八百六十六年五月廿九日
行ふし右約書と政府許允の上ハ双方全權其
段互に通達をべし

右通達の書面ハ双方君主の保證の代りとしん
此證據として前文全權此約書ハ名を記し調印
せり 日本慶應二年丙寅五月十三日
西洋千八百六十六年第六月廿五日 江戸
おいて双方全權各其國語を以て是を記せり

丁抹條約税則約書税目

帝國日本大君と^{じんわう}丁抹^{てんまつ}フカンターレ。コータス。國
王スレーヌウエイキ。ホカステイン。ストルマル
ン。シイツトマルセス。ラウエンビルグ。オルデシ
ビエルグ侯キリスチアン第九世と兩國の間
懇親の因と結ひ且其各臣民の緊要なる和親航
海交易の條約はおよむ事と決し日本大君ハ

柴田日向守栗本安藝守大久保帶刀は此事を任
し丁抹國王をハリツドル。テルナルデ。フア。ンデ
ン。子ードルランドセ。レ。ウ。日本在留和蘭
國王のポリチーキアケント兼コンシユルセ子
ラール。ジイルク。カラーフ。ホルスブルツクは命
し雙方委任の書と照應し狀實良好にして其至
適なるを見下文の條々と合議決定せり

第一條

日本大君ハ丁抹國王其親族并其世々其互の
所領臣民無差別永久の平和懇親あるべし

第二條

日本大君とコツペンハーゲン丁抹國都府は在
留する政事は預る役人と任じ并丁抹國諸港の
中に在留する諸取締の役人および貿易と處置
する役人と必用と鑒する時は是を任じべし其
政事は預る役人および頭立たる諸取締の役人

ハ故障なく丁抹の國內と旅行をべし
丁抹國王ハ江戸府ニ在留するチ。プロ。マ。チー。キ
ア。ゲ。ン。ト。と緊要と鑑る時ハ之と命し并ニ此條
約より丁抹貿易の爲ニ開きたる日本の港およ
び町ニ在留するコンシライル吏人ニ命をべし
其チプロ。マ。チー。キ。ア。ゲ。ン。ド。およひコンシユル
ゼ。子。ラ。ー。ル。ハ故障なく日本國內と旅行をべし

日本第三條

神奈川長崎箱館の港およひ町ハ此條約施行の
日より丁抹臣民交易の爲ニ開くべし前條の港
およひ町ニおゐて丁抹臣民居住する事と許を
べし其者等地所と賃と以借り又其地ニある建
物と買ふ事と得且つ住宅倉庫と建するニ托して
要害の場所と営むべからば此規定と守る事と
證せん爲ニ其建物と普請修補するニ當りて日
本其筋の役人見分る事當然たるべし丁抹國

の臣民住らばき為り得るところの地所および
建物で営むべき場所ハ其所の日本役人ト丁
抹コンシユルトよて定むべし港と規則の義も
右同様たるべし若し同意し得ざる時ハ其事件
と日本政府と丁抹のチブロマチーキアゲント
よ示し處置せしむべし丁抹國の臣民住らばき
場所の周圍ハ日本の方よて墻柵と設けざ自
由の出入と妨くべうと日本開港の場所ハお

ろく丁抹人遊歩の規定左の如し
神奈川。川崎。品川の間は在りて江戸海灣は注ぐ
ところの六郷川筋と限と其外ハ各方へ十里
箱館各方へ十里
都て里數ハ港々の奉行所又ハ御用所より陸
路の程度より一里ハ佛蘭西尺の三千九百十
メートルと同じ
長崎其所の周圍ハ何る御料所と限と

第四條

日本は居留する丁抹人と自國の宗旨と自由と信仰し且其居留場内へ拝處と營む事障りあり

第五條

日本は何る丁抹人の間と一身又と所持の品と就ての爭論ハ都て丁抹司人の裁断たるべし
丁抹人日本人とつゝて詔ふべき事何るバコンシユル館と赴き其旨と告ぐべしコンシユル吟

味の上實意と處置とべし日本人より丁抹人は就てコンシユルへ詔とる事何るハ亦コンシユル懇と相糺し實意と處置とべし若コンシユル是と處置しづたき時ハ日本司人に申立供は吟味し當然の判断とるべし若日本人丁抹人は通債何る償と怠り又も偽と以て遁走しとる時ハ日本司人は是と裁断し通債と償何る事と務むべし丁抹人日本人は通債何るも丁

抹コンシユル是ニ處置するハ同様たるべし
日本奉行所丁抹コンシユルハ双方國人の逋債
を償ふ事とし

第六條

丁抹人ニ對し惡事となせる日本人ハ日本司人
より糾し日本法度ニ隨て罰をへし
日本人或ハ外國人ニ對し惡事となせる丁抹人
ハ丁抹コンシユル或ハ其為め威權ある公の丁

抹官人より糾し丁抹の法度ニ隨て罰をべし
裁斷ハ双方ニ於て偏頗なく正直ニ取捌くべし

第七條

此條約ニ添たる税則の規律に犯せる過料亦
取揚品の吟味のため丁抹のコンシライル吏人
ニ相達し其吏人吟味し過料又ハ取揚品を都て
日本政府ニ屬せし日本禁止の品をいへば

第八條

丁抹人日本の開港しおろく自國の品物ハ勿論
他國の品物とて日本禁止の品とけりさる交
易の諸品輸入し賣拂又ハ買入も自國又ハ外國
の港へ輸出さる事自由るべし
制禁外の品物規定の運上納濟の上ハ其他の運
上と拂ふ事とし丁抹人日本人と品物と賣買す
る事并受取拂方とも都て故障なく日本役人
とて立合は諸日本人差別なく丁抹人より諸

品物を買得る事と所持し又ハ再とて賣し
俱に妨るし

第九條

日本に在留する丁抹人ハ日本人と雇ひ是と法
度とあわく禁せざる諸用は給さる事日本政府
とあわくを妨けさるべし

第十條

此條約と添たる税則約書ハ條約の一部として

双方どもは堅く相守るべし
日本は有る丁抹國のチフロマキーキ、アゲント
ハ日本政府より委任の役人と相接し此條約は
附屬する税則の趣意を施行するたゞり交易は開
くべき諸港緊要至當の規律等と立る權あるべ
し

第十一條

各開港の日本司人密商奸曲を防ぐたゞり相當の

規則と立べし

第十二條

丁抹國の船日本の開きし港に來る時入港のた
め水先案内と雇ふ事勝手とするべし并は同國船
規定の租税および通債拂済して港と出る時も
同様たるべし

第十三條

丁抹國の商民に關したる港に品物と輸入し規

定の運上納済の上運上所より其證書を得ると
と勝手たるべし再其品物と他の開ける港と轉
致し陸揚するとも二重の税へ取立ざるべし

第十四條

丁抹人より開港場と輸入せし荷物定例の運上
拂濟の上ハ日本人より國中何方と輸送するも
も別と運上又ハ通輸税と取立る事ゐし

第十五條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量と以
て通用すへし
双方の國人互に物價を拂ふ日本と外國との
貨幣と用るゝ妨なし

諸貨幣ハ^{日本銅錢}と除く輸出する事と得并外國の金
銀ハ貨幣と鑄ざるも輸出する事と得べし

第十六條

日本運上所の司人荷主申立の價と奸あると察

ある時ハ其司人より相當の價と附其附たる價
より其品を買入る事と談むべし
荷主としこを否む時ハ運上所より附たる價
に従ふ運上と納むべし承允するはおろくハ其
價を減少せざる買上べし

第十七條

丁抹國の船日本海岸より破船又ハ漂着し或ハ
危難と遁き来る事と知らハ其所の司人は是を救

ひ厚く扶助を加へて最寄のコンシユルに送り
渡さべし

第十八條

丁抹軍艦用意の諸品ハ神奈川。長崎。箱館。陸揚
し倉庫に納め丁抹の番人守護をべし尤も其
為運上と収むる事とし若其品と日本人又ハ外
國人と賣拂ふ時ハ買得る人より規定の運上と
日本役所と収むべし

第十九條

日本政府より既に外國の政府および臣民に許し又ハ以後何の國なりとも許さんとする殊典ハ丁抹政府および臣民にも此條約施行の日より同様の免許あるべきと方今確定せり

第二十條

兩國よて條約の實地を驗し全備する為ふ改革をん事を求むる時ハ其一年前ニ通達し之再驗

と為るべし尤來壬申年千八百七十二年を期と
第七月一日
とすべし

第二十一條

丁抹國のデブロマチーキアгентおよびハコン
シライル吏人より日本司人といたる可き事の
書通ハ佛蘭西語と以て書さべし尤此條約施行
の時より五ヶ年の間ハ和蘭語或ハ日本語の譯
文と添ふべし

此條約ハ都合四通よりて日本語二通和蘭語二
通と認むべし其文ハ固より同儀同意なりとい
へとも和蘭譯とて原と見るべし

第二十三條

此條約ハ日本大君と丁抹國王との名と印とよりて
確定し本書ハ用意整ひ次第江戸におわく取替
せし此條約ハ来丁卯年五月廿九日即西洋千
八百六十
七年亦七月より施行せし尤本書ハ日限前或ハ其
一日より

後より取替をべし

右取極よりて日本慶應二年丙寅十二月七日即
西洋千八百六十七年第一月十二日又江戸にお
わく双方委任の全權等名と記し調印するもの
なり

柴田日向守

栗本安藝守花押

大久保帶刀

日本開港たる港々はおろく丁抹商民貿易の
定則
第一則
日本はおろく貿易の為め開きたる港は丁抹商
船入津次第二十四時中丁抹の四十八時又船司
又ハ頭立たる者より日本役所は丁抹コンシユ
ルの請取書付と示し
此請取書ハ丁抹の投通認たる船目録其外の

日本開きたる港々はおろく丁抹商民貿易の
定則
第一則
日本はおろく貿易の為め開きたる港は丁抹商
船入津次第二十四時中丁抹の四十八時又船司
又ハ頭立たる者より日本役所は丁抹コンシユ
ルの請取書付と示し
此請取書ハ丁抹の投通認たる船目録其外の

書類と丁抹コンシユルへ預りたる請取書なり

并其者とも其船の差出書と出ればし右ハ入
津の船の名其船の出出し場の港の名噸數船司
或ハ頭立たる者の名乗来る旅人の名乗組有之節ハ認入
る一船の乗組人數と認たるものとして當人の
名前と認入たる告書と役所へ預るべし

右ハ其荷物の記号并番付且其入目斤數等

と送状と認め一通と寫し荷物引受先の人と
の名と記せらるるものなり

船中用意の品物の目錄も告書と加ふべし

但船中用意の品々右の通相違るる者船司又
ハ頭立たるもの奥書し其名前と記さるべし

此告書の文面相違の廉日本十二時

丁抹の二十四時但日曜

日除くの中より心付き改るるおろくハ過料の沙汰
は及す若其期限後に至り書改むるり又ハ告書

十四
は書入をするはおろくハ丁抹の二拾ハレイクス
バンクダールデル六十六シケルリン即墨是
ラルの十の過料と日本役所へ納へし
五、當分の過料と日本役所へ納へし
積荷惣目録告書中へ載せざる品と陸揚するは
おろくハ其品二重の運上と日本役所へ納へし
船司或ハ頭立たるもの入港の手數納方前書の
期限後るゝ時ハ過料として怠る一日毎ハ丁抹
の百十四レイクスバンクダールデル七十二シ

ケルリン即墨是歌トルの過料と日本役所へ
納むへし

第二則

日本政府ハ其港内入津の船々軍艦と運上方
の役人へ差置べし

乗組の者ともハ右役人へ對し不敬無之丁寧は
取扱いたし船中可成丈相當の用便とるすべし
夜中ハ日本役所へ許しなくして荷卸すべからん

且其出入口其外総て船中ノ荷物と仕舞置處の
戸ロメ、口とも夜中ハ日本役人錠と卸し或ハ印
封し夫々堅固ニ取締しりぞせし置べし萬一許し
く是と開き又ハ錠印封と破り又ハ是と取除く
等の事何れハ其犯せる人ことハ百十四レイク
スバンクダールデル七十二シケルリング即墨
トルラルのの過料と日本役所へ取立べし
六十は當るの過料と日本役所へ取立べし
日本役所ハ當然当然の差出書と出さしして荷卸い

たし或ハ其事と謀いまる品々ハ其次のケ条ニ定
めたる通り取押へ日本役所へ取上べし

荷物の中積荷目録ニ載のざる品々を取隠し置収
納と減せんと仕組たるものハ其品と日本役所
へ取上へし

若丁抹船日本の開うさる港まで密賣買ひうりせざるす
ハ勿論其仕組せしたる時ハ其諸品と日本役
所へ取上の上犯せると丁抹抹の千九百拾二

レイクスバンクダールテル四十八シケルリン
グ即墨是歌トルラの過料を納むべし
修復の爲り入津の船々へ運上るゝ積荷と陸揚
すべし其荷物ハ番人等の諸入用の相當の償と
出すべし

若其荷物の内と賣拂ふ時ハ其荷物丈ハ規定の
通り日本役所へ運上を納むべし
運上るゝ積荷と同港内の他船へ移すことと得

尤其節ハ日本役人見分の上事情明白ニ相分り
後其渡す處の免状と請取て爲すべし

阿片の輸入ハ禁制する故若日本へ商賣ニ来る
丁抹船量目三斤以上の阿片と所持する時ハ其
餘量と日本司人取上且滅却すへし且阿片と密
商し或ハ其事と謀りしものほらハ阿片一斤と
とよ丁抹の廿ハレイクスバンクダールテル六
拾六シケルリング
即墨是歌トルラの過料と日

本役所へ取立べし

第三則

品物と送る荷主又へ引受先のものか入津の荷物と陸揚せんとするものへ其積荷の差出書と日本役所へ出すべし

此書面へ荷主又へ引受人の名前積送りたる船の名荷物の記號番付其積荷の斤數石高毎品の代料と認め其惣々高と其書付の末に認

べし

都て此差出書付へ持主又へ引受人^受認たる偽るる價と申立る書面又て運上の害とるる隠し荷物^等と證據として銘々名前と記さべし右の通積荷目録差出等の書類日本役所は差出し右書付と引合せ積荷用意品等取調迄ハ日本役所の預りたるべし

日本役人右の通差出たる荷物の内或惣辨と定

式の通改むべし
若運上役所より引上改る事ある時に輸入人の失
費相掛ず可成丈品物の損せざる様といたし改
済の上へ素の如く取始末すべし尤取調方格別
時日と費ざるべし
荷主或は輸入人銘々持受の品改済役所より引渡
さる以前輸入の途中日本役所へ差出さるる以前の事と云ふ破
壊損傷の品々心附とさへ當人より其段運上役所

へ申立其品と取扱ふ職業の廉潔なるもの兩人
以上出會直組いたさせ其荷物毎に損し高と歩
割と記し其記号番数とを證書に認むべし尤日
本役人立合よて直組人等名を記し右の證
札兼々持参の差出書へ添惣高の内より引落すへ
し尤條約第十六條の取極の通り運上役所より
て取扱ふ事故ありべく
諸運上納済の後運上役所より陸揚不苦段免許状

と渡さべし

品物渡方ハ運上役所^{まへ}でも船中^{ふね}でも其もの願^{ねが}は任^{まか}さべし

輸出^{しゅつぷ}は極^{きよく}りたる荷物ハ船^{ふね}は輸送^{しゅんそう}たる前^{まへ}廣^{ひろ}は運

上役所^{じやうやくじよ}へ船名荷物の記号番付^{きごうばんぷ}入高^{いこう}斤數量目性^{しんじやうりくじやうめいせい}合并^{ごうへい}は代料^{だいろ}と記^きせる差出書付^{さしでしよふ}と出^でさべし

其書付ハ書面の通り聊^{いささ}偽^{いつはり}なる由^{よし}と證據^{しやうこ}とある為^{ため}に輸出人等名前^{しゅしゅつじんどうなまへ}と認^みむべし運上役所^{しゅんじやうやくじよ}へ差出^{さし}

運上役所へ差出^{さし}は上^{うへ}申^{まへ}

し以前船中^{いぜんふねちゆう}に積^つ込^こたる荷物^{にもの}并^{なら}は

運上役所^{しゅんじやうやくじよ}へ差出^{さし}し消^{しょう}の上^{うへ}禁制^{きんせい}の品^{ひん}と竊^{ひそ}は

荷積^{にもの}の内^{うち}へ入^い有^あ之^の改^かの上^{うへ}日本役所^{にっぽんやくじよ}へ取上^とべ

し常用^{じやうよう}の品^{ひん}又^{また}ハ乗組^{じやうぐみ}旅客^{りやくかく}の常用衣類^{じやうよういるい}等^{らう}ハ運上

役所^{やくじよ}へ差出^{さし}とるさ^さるべし

丁抹^{てい}コンシユル^{こんしゅる}ハ日本役所^{にっぽんやくじよ}へ取上^とべき品^{ひん}ハ

ハ無^な遅^ち滞^ち差出^{さし}し且^{かつ}當人^{たうじん}へ申付^{まへ}し罰金^{ばつぎん}と速^{すみ}は

催促^{さうそく}して日本役所^{にっぽんやくじよ}へ収^{おさ}むべし

第四則

出港手數と願ふ船は日本十二時^丁抹二前^{十四時}迄
運上役所へ申立へし此期限中^{ミミ}右手數遅^ミ延^ミせ
ざる様取扱ふハ勿論たるべし若其手數と差留
る事何らハ日本役人より船司又ハ頭立たる者
并其船荷の取引人等其段申渡し丁抹コン
シユルへ申達せべし丁抹軍鑑ハ入港出港運上
筋の手數及^ミ以^ミ運上役人并番令等差構^{カミ}ふ
事なし

丁抹飛脚の爲りの蒸氣船ハ入港出港の手數と
一日又いたし日本又上陸する旅客并品々
付ての外ハ^{ウツ}證書^ヲとる事^ヲといへとも何ヶ度
よても入津の度毎ふ出港入港の手數ハいたす
べし薪水食料等用意のたう入港の鯨獵船^{ケイリョウセン}或ハ
困難^{コンナン}船^{セン}其積荷の告書と出さざといへとも若
其積荷と賣拂^{ウキバヒ}もんと願ふ時ハ第一則は定むる
所の手數といたさべし

税則并ニ條約書中ニ船^{いふ}し唱ふるものハシキツ
フバルブリツキスクー子ルスルー^の蒸氣等々
總てつゝる

第五則

日本國の收納と害せん爲ニ偽の告述とる一并
ニ證書ニ名前と記せる輩ハ其犯^おを^りと^り丁抹
の二百三十九レイクスバンクタールデル六シ
ケルリンク^{即墨是歌トル}過料と日本役所
^{の百廿五ニ當る}

へ納むべし

第六則

噸税ハ日本^の港ニおゐて丁抹船^の取立^る事^を
し但し次ニ定^りたる所^の謝銀ハ運上^方の役人
ニ差出^るべし

壹船の入港手數ニ付丁抹の廿八レイクスバ
ンクタールデル六十六シケルリンク^{即墨是}
^{歌トル}

ラルの十
五又當る

壹船の出港手數又付丁抹の拾三レイクスバ

ンクタールデル三十七シケルリンダ即墨是歌ドル

又當る

場所との健固状又付丁抹の二レイクスバ

クタールデル八十四シケルリンク即墨是歌ドル

又當る

其外の各書又付丁抹二レイクスバンクタ

ルデル八十四シケルリンク即墨是歌ドルの一半又當る

右江戸又おゐて取極むるもの

柴田日向守

栗本安藝守花押

大久保帶刀

だ、オ、グ、レ、フ、ホ、ン、ホ、ル、ス、ブ、ル、ク、

丁未年八月十四日
日本國政府と
大清國政府と
茶生糸運上の分ハこの
二國政府と
茶生糸運上の分ハこの
二國政府と
茶生糸運上の分ハこの
二國政府と

丁未年八月十四日
日本國政府と
大清國政府と
茶生糸運上の分ハこの
二國政府と
茶生糸運上の分ハこの
二國政府と
茶生糸運上の分ハこの
二國政府と

第一條

双方の全權兩國政府の名代として左の通り約
書と議定し此約書に添たる運上目録を採用し
皆堅く是と遵奉すべき事とせり

第二則

此運上目録ハ来壬申年中
西洋千八百七十
二年七月一日
至
り改むべしといへども茶生糸運上
の分ハこの

條

約書調印ハ二ヶ年の後双方の内何の方より
とも六ヶ月前ハ告知しと前三ヶ年中平均相場
の五分ハ基^{もとづ}きと改むる事と求むべし又材
木の運上ハ此約書調印より五ヶ月後ハ告知し
て時相場ハ従ヒ運上と納むることと改めし品
物ハ従ヒ運上高と定むることと得べし

第三條

荷物陸揚船積ハ付くの免状ハ是迄通たるべし

といづとも以後ハ其謝銀と出ることとなりし

第四條

神奈川長崎箱館ハ於て日本政府より輸入する
もの求ハ應し運上と納ることとる外國ハ輸
入の品と藏ハ入置く用意とあらべし日本政府
よて其品と預り置く間ハ盗難并風雨の損害
なき様引請べし尤火難ハ政府よりハ引受と

いへとも外國商人にも右荷物火難の受合十分
出来らるべき様堅固の土藏を取建べし就てハ荷
物を輸入する人又ハ荷主こそを藏より引取んと
する時ハ運上目録通りの運上を拂ふべし其品
物を再び輸出せんと欲する時ハ輸入運上を納
るゝ及もば荷物より引取る節ハ何をよも藏敷を
拂ふへし右藏敷高并貸藏取扱向規則ハ双方相
談の上議定をべし

第五條

日本の産物ハ運送の陸路水路修復のため諸商
賣より付く取立る通例の運上の外ハ別に運送運
上を納る事なく日本の内何處の地から外國交
易のため開きとする各港へ運送すると勝手とするべし

第六條

日本と外國との條約中より外國貨幣ハ日本貨幣
と同種同量の割合を以て通用をべしと取極た

るヶ条に從ひ是迄日本運上所にて墨是可ドル
ラルを以て運上と納るときは一か銀の量目は
比較しドルラル百枚と一分銀三百十一个の割
合と以て請取来たり然る處日本政府は於て右
仕来りて改め総て外國の貨幣日本の貨幣と引
替る事は障りなき様う又日本通用の貨幣は
不足なき様うし交易を便利とせん事と欲する
こより日本金銀吹立所と盛大とせんことと既

に決せり然る上ハ日本人又ハ丁抹人の差出を
づき総て外國金銀貨幣并地金ハ日本貨幣と吹
替其諸費と差引其質の真位と以て其たり定め
ある場所は於て引替へこ此處置を行ふなり
條約は書載せたる貨幣通用の關係せるヶ條を
改るこゝと緊要なりハ右ヶ条を改むる様日本政
府が申談し承諾の上來丁卯年十一月中
十八年第一月一日より其處置を行ふべし
西洋千八百六

吹替の雜費として取立てる高の割合ハ向後双方の全權協議の上定むべし

第七條

運上所有諸取扱向荷物の陸揚船積および船入足小遣等雇方付開港場は於て是迄訴出する不都合を除くは各開港場の奉行速は外國のコンシエールと談判および双方協議の上右の不都合決してあるべき様規則を立交易の道

并に各人の所務とするべきだけ容易くし且安全ならしむる様双方あつては議定せり

右規則の内は各港は於て外國人荷物陸揚船積の爲り用ゐる波戸場の内は荷物雨露は損せざる様亦屋掛を作るものと書入べし

第八條

日本人身分は拘らるべし日本開港場又ハ海外に於て旅客又ハ荷物を送るべき各種の帆前蒸氣

船^トでも買入る事勝手あるべし尤軍艦ハ日本政府免許をけるハ買入る事得ずハ日本入買入たる諸外國船 蒸氣船ハ一噸ハ付一分銀三箇帆前船ハ一噸ハ付一分銀一箇の運上と定め通り相納むる時ハ日本の船として船目錄に書載をべし尤その船の噸數を定むるため日本長官の需に應じその筋のコンシユルハ本國の船目錄の寫と相示し其真と證をべし

第九條

日本の諸商人政府役人の立合なく相對し日本の開港場および此約書中第十條に載せたる仕方より海外へ出る許しを得るハ各外國に於て外國商人と交易する事勝手たるべし尤日本商人通例商賣に付て取立る運上は余分ハ日本政府に収むるものとすし且諸大名并其使用人として現在取締の規則を守り定め通りの運上

と納むる時ハ日本役人の立合るゝ諸外國又ハ
日本の諸開港場^{改第}又趣き其場所より交易するこ
と右同様勝手とするへし
第十條
日本人身分は拘り以日本の開港場各外國の
港ハ日本の開港場又ハ各外國の港々又趣くべ
し日本人所持の船又ハ條約消外國船にて荷物
と積入るゝと勝手たるへし且既ハ慶應二年

丙寅四月^{九月}西洋千八百六十六日日本政府ハ觸書と
以て布告せしこゝく其筋ハ政府の印章と得る
ハ修行又ハ商賣する為ち各外國又趣くこと日
本と親睦する各外國の船中又おゐて諸船^{改第}の職
事と勤むること故障るし外國人雇置く日本人
海外に出るゝにハ開港場の奉行へ願出し政府
の印章と得ること妨けるし

第十一條

日本政府ハ外國交易の爲り開きたる各港寂寄
 船々の出入安全の爲り燈明臺とうめいだい浮うき木き瀬せ印いん木き等と
 備ふべし右取極として日本慶應二年丙寅十二
 月七日江戸に於て双方委任の全權等名を記し
 調印するものなり

柴田日向守

栗本安藝守花押

大久保帶刀

丙寅四月
 西曆五月廿三日
 大久保帶刀

税目

運上目録輸出品

第一種

運上目録又同じければ略之

第二種 無税品

同斷

第三種 禁制品

同斷

第四種 元代より随ひ税を収むべき品

同断

第二種 禁制品

同断

第三種 禁制品

同断

第四種 元代より随ひ税を収むべき品

運上目録輸入品

第一種

運上目録より同じけきバ略之

第二種 無税品

同断

第三種 禁制品

同断

第四種 元代より随ひ税を収むべき品

同斷

同斷

第二對 無斷品

同斷

第二對 無斷品

第一對 同丁力も入品

第一對

第一對 同丁力も入品

規則

第一

運上目録も同し

第二

同斷

第三

同斷

柴田日向守

栗本安藝守花押

大久保帶刀

テ、グレイ、グレイ、フ、ボン、ホルス、フルー、ク

同體

葉三

同體

葉二

葉上自裁、同ノ

葉一

葉四

